

農業における『環境負荷低減事業活動実施計画』の認定について

【概要】

- ・みどりの食料システム法に基づき、令和4年12月23日に道内179市町村と共同で作成した「農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画」に定める環境負荷の低減に関する目標達成に資するため、都道府県が農業者等の作成する『環境負荷低減事業活動実施計画』を認定する制度。
- ・本道では、令和5年1月4日より実施計画の認定申請の受付を開始。

【環境負荷低減事業活動の概要】

○土づくりと化学肥料・化学農薬の削減

有機農業	化学肥料・化学農薬を不使用
特別栽培農産物	化学肥料・化学農薬の使用量を5割低減
YES!clean 農産物表示制度	堆肥等の施用による土づくりを基本に、化学肥料・化学農薬の使用量を平均3割低減

○温室効果ガスの排出量の削減

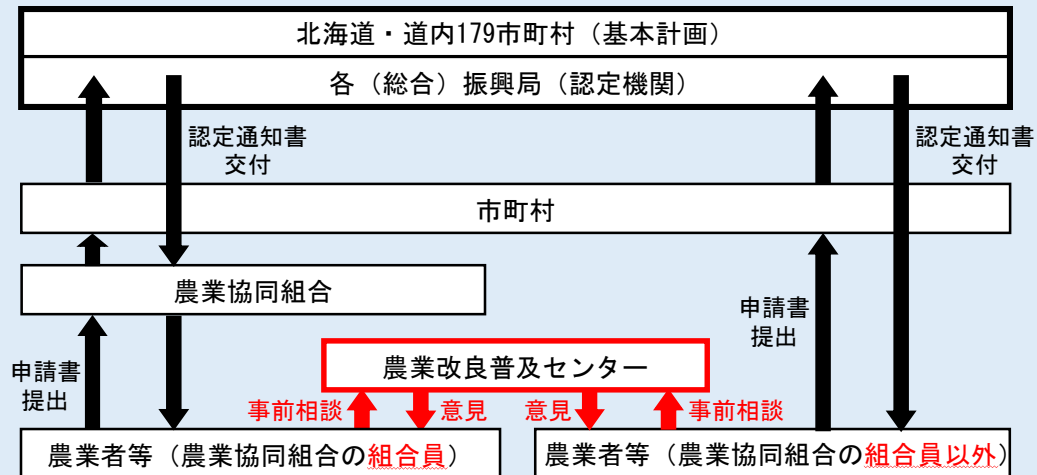
スマート農業	ICT等を活用した農業機械の省エネルギー化・電動化
燃油使用量を低減する設備・技術	施設園芸におけるヒートポンプ等
水田作で発生するメタンを削減する技術	稲わらのほ場からの搬出及び堆肥化
家畜排せつ物の管理方法の転換	強制発酵等
家畜の消化管内発酵により発生するメタンを削減する技術	脂肪酸カルシウムの給与等

○その他

土壌への炭素の貯留	バイオ炭の施用等
化石資源由来のプラスチック使用量の削減	生分解性プラスチックの使用等

など

【認定スキーム】



【支援措置】

○みどり投資促進税制（特別償却）

- ・化学肥料や化学農薬の使用量を低減させる設備等を導入した場合、導入当初の法人税・所得税の負担を軽減（認定実施計画に基づき、令和6年3月31日までに導入したものに限り）

○農業改良資金融通法の特例

- ・貸付資格認定のワンストップ化、貸付期間の延長（10年→12年）

○家畜排せつ物法の特例、食品等流通法の特例

- ・日本公庫による長期低利資金の貸付適用

○国の各種予算事業におけるメリット措置

- ・みどりの食料システム戦略交付金等における評価のポイント加算（優先採択）